鳥羽市地域公共交通計画改訂支援業務　仕様書

（予算上の留意）

　○　本件業務委託の入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和７年度

予算が成立し、予算執行が可能となることを条件とする。

（仕様）

# １　目的

○　本市では、令和３年３月に鳥羽市地域公共交通計画（計画期間：令和３年度～令和７年度の５年間）を策定し、これまで公共交通施策に取り組んできた。

○　しかし、人口減少や少子高齢化等による需要の変化に加え、運輸業運転手の労働時間にかかる規制強化、旅客自動車運送事業に携わる運転手の高齢化や新規従事者の確保など、多くの課題を抱えている。

○　また、同じく現在策定を進めている立地適正化計画等において、市街地の中心拠点に都市機能の誘導を図りながら、人口減少が進む中でも一定の人口密度を保ち、市民の日常生活に必要な都市機能を維持することで、持続可能なまちづくりを進めていくことを方針としており、公共交通の担う役割は非常に重要なものとなっている。

○　これらを踏まえ、本業務では、令和７年度からの５年間の鳥羽市における公共交通のあり方を整理し、上位計画との整合を図りながら、本市の公共交通を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、今後より一層進む少子高齢化、観光エリアにおける住民と来訪者の移動の両立などの課題解決の方向性と、地域の実情に即した持続可能な地域公共交通を実現することを目的に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づくマスタープランとして、鳥羽市地域公共交通計画の策定を行うものである。

# ２　 契約期間

○　契約日の翌日から令和８年３月２０日

# ３　予算額

　○　本委託業務の予算額（税込）は１３，４８６千円とし、経費見積金額はこの範囲内で提案するものとする。

# ４　 業務内容

## ４－１　地域公共交通等に関する現況・課題整理

○　本市の社会経済情勢（例：人口動態や観光動態等）を整理するとともに、地域公共交通の利用実態、及び収支状況等の現状把握を行う。これを踏まえ、本市の地域公共交通に関する現況・課題を整理する。

○　さらに既存資料等により地域特性を把握するため、地区別・エリアの人口分布、生活関連施設や主要観光施設等の配置・動員状況を整理するとともに、現状路線での交通弱者の利便性、観光アクセス性を分析・整理する。

## ４－２　 本市の上位計画、及びわが国における最近の交通技術や交通政策動向に関する調査

○　総合計画や都市マスタープランおよび立地適正化計画、観光基本計画等、本市の地域公共交通計画に関係する上位計画等を整埋するとともに、本市の将来人口や高齢化率、観光需要等の将来状況を、地域別（※）に整理する。

　※　都市マスタープランとあわせた８地区とすることを想定。

○　また、自動運転やMaaS等、最近の交通技術の動向、及びライドシェアや公共交通のリ・デザイン等、わが国の交通政策の動向を整理し、地域公共交通検討のための基礎資料とする。

## ４－３　市民意識調査等の実施

○　市民に対する日常交通の実態及び現状の地域公共交通に対する評価を把握するため、市民意識調査等を実施する。なお、アンケート調査を行う場合には、２，０００サンプル程度の配布を想定し、地域別や年齢別でのクロス集計ができるよう適切なサンプル数が確保できるように配布する。

## ４－４　交通事業者等へのヒアリングの実施

○　市コミュニティバス・市営定期船をはじめとする地域の交通事業者、輸送主体となっている観光事業者その他多様な主体の現在の運行状況、現状の課題認識、将来見通し等を把握するため、ヒアリング調査を実施する。ヒアリングはヒアリング調査票の配布により実施するが必要に応じて対面でのヒアリング調査を実施する。

○　ヒアリングの対象は、交通事業者を始め、無料送迎バスを有するホテル・旅館、スクールバスを有する教育委員会、福祉送迎を担う福祉部局や社会福祉協議会等を対象とする。

○　また、計画策定において位置づける施策・事業の検討において、実施主体となる交通事業者等と再度ヒアリング等を実施し調整を図る。

# ４－５　計画方針に関する検討

○　上記３－１～３－４の検討結果を踏まえ、本市の地域公共交通計画の基本方針を検討する。

○　検討にあたっては、本市における現況・課題だけなく、上位計画等における将来都市像も踏まえ、本市が目指すベき交通施策方針を検討する。

○　また、国土交通省の「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」（以下「手引き」という。）を参考にしながら、法定上求められる記載事項や補助制度の適用等（※）を念頭に構成案を検討する。

　　※　当該手引きにおいて記載のある「法定上求められる記載事項」「補助事業の認定申請に際して記載が必要な事項」については、下記「１１　参考」のとおり。

## ４－６　地域公共交通計画（案）の検討

○　各地区の現状問題・課題、観光需要、将来像を踏まえ、本市の地域公共交通ネットワーク体系を検討する。次いで、市域を複数の地区に分割し、各地区の具体的な交通施策を検討する。

○　以上を踏まえ、本市の地域公共交通計画（案）［パブリックコメント提示用案］を作成する。あわせて、計画の内容をわかりやすく取りまとめた概要版［パブリックコメント提示用案］を作成する。

## ４－７　実現に向けた取組みの検討

○　地域公共交通計画（案）について、関係者とその役割分担、実現に向けたスケジュールを検討する。

○　また、PDCAサイクルを確実に回していくための、評価・チェック体制について検討する。

## ４－８　鳥羽市地域公共交通会議等の開催支援

○　鳥羽市地域公共交通会議の資料を支援する。また、会議に参画し事務局を支援するとともに、会議記録（全文及び要旨）等の作成を行う。なお、会議は３回の開催（※）を予定する。

※　会議の時期と内容（案）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| R7年度第1回 | R7.6月頃 | 現況・課題整理、上位計画・国の動向、各種調査について（調査計画） |
| R7年度第2回 | R7.11月頃 | 各種調査結果、ヒアリング結果、計画方針案、計画書骨子 |
| R7年度第3回 | R8.3月頃 | 計画素案について、パブリックコメントの実施について |
| （参考：工期外）R8年度第1回 | R8.6月頃 | パブリックコメントの結果について、計画の承認 |

## ４－９　報告書の作成

○　上記業務について報告書にとりまとめる。

# ５　 成果品

○　報告書（A4ファイルとじ） 2部

○　計画書案・計画書概要版案（データ） 1式

○　電子データ 1式

# ６　資料の貸与

○　事務局は、業務の遂行上必要な資料で、事務局が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受託者は業務が完了したとき速やかに返却するものとする。

# ７　連絡調整

○　受託者は、策定業務の遂行にあたっては事務局との打ち合わせの実施やメールの活用など、事務局と密に連絡調整を図らなければならない。

# ８　契約金額の支払い

○　全ての業務完了後提出する報告書の内容を確認のうえ支払うものとする。

# ９　受託者の遵守事項

○　受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

（ア）受託者は、業務の詳細について常に市と連絡をとり、十分な打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。

（イ）受託者は、業務について知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

# １０　その他

○　受託者は、本仕様書の内容及び本仕様書に明示ない項目について疑義があるときは、速やかに市と協議の上、市の意図を十分に理解し、業務を遂行するものとする。また、本仕様書に記載のない項目については、市と協議を行うものとする。

# １１　参考

## １１－１　地域公共交通計画の法定の記載事項

（１）記載事項（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第５条２項）

①　地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針

②　計画の区域

③　計画の目標（※目標設定に当たり、地域旅客運送サービスについての利用者の数、収支、地域旅客運送サービスの費用に対する国及び地方公共団体の負担に関する金額、その他必要と認める事項について定量的な目標を設定するよう努めるものとする（法第５条４項、施行規則１０条の２））

④　③の目標を達成するために行う事業・実施主体（※本事項において、地域公共交通特定事業に関する事項も記載可能（法第５条５項））

⑤　計画の達成状況の評価に関する事項

⑥　計画期間

⑦　その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

（２）記載に努める事項（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第５条３項）

①　計画に定められた目標を達成するために行う事業に必要な資金の確保に関する事項

②　都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項

③　観光の振興に関する施策との連携に関する事項

④　地域における潜在的な輸送需要に的確に対応するために必要な当該地方公共団体、公共交通事業者等その他の地域の関係者相互間の連携に関する事項

⑤　①～④のほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

## １１－２　補助事業の認定申請に際して記載が必要な事項（手引き・実践編・P33より抜粋）

（１）地域公共交通計画本体に位置付ける事項

①　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（補助系統）の地域の公共交通における位置付け・役割

②　地域の公共交通における位置付け等を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性

③　補助系統に係る事業及び実施主体の概要

④　地域公共交通計画全体の定量的な目標・効果とその評価手法

（２）地域公共交通計画の別紙に記載する事項

①　地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

②　補助系統の概要及び運送予定者

③　補助系統に関する定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

④　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者、負担額

⑤　地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組（※）

⑥　車両の取得や貨客混載の導入等に関する事項

⑦　その他詳細な事項

（※⑤は幹線系統のみ）

## １１－３　参考URL

○　国土交通省「地域公共交通計画等・共同経営計画の作成の手引きについて」https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei\_transport\_tk\_000058.html

○　鳥羽市「第六次鳥羽市総合計画」（令和７年度改訂予定）

https://www.city.toba.mie.jp/soshiki/kikaku\_keiei/gyomu/seisaku\_keikaku/dai6zisou/2142.html

○　鳥羽市「鳥羽市都市マスタープラン」

https://www.city.toba.mie.jp/soshiki/machidukuri/gyomu/seisaku\_keikaku/toshi\_keikaku/1907.html

○　鳥羽市「第二次鳥羽市観光基本計画」（令和７年度改訂予定）

https://www.city.toba.mie.jp/soshiki/kanko\_kikaku/gyomu/seisaku\_keikaku/2831.html

○　鳥羽市「鳥羽市地域公共交通計画」（令和７年２月時点）

https://www.city.toba.mie.jp/soshiki/t\_kanri/gyomu/seisaku\_keikaku/2969.html

○　鳥羽市「統計・オープンデータ」

　https://www.city.toba.mie.jp/soshiki/kikaku\_keiei/gyomu/gaiyo/tokei/index.html